

神奈川県議会・委員会海外調査についての見解

2016年8月8日

日本共産党神奈川県議会議員団

日本共産党神奈川県議会議員団（以下、日本共産党県議団と記す）は、6月15日、議長に「委員会海外調査について」申し入れをおこない、神奈川県議会の常任委員会・特別委員会が実施している現在の委員会海外調査を廃止することを求めました。

その趣旨等について、県民のみなさんをはじめ多くの方々にご理解をいただくために、ここに改めて見解としてまとめました。

ご意見等をお寄せいただき、ご支援いただければ幸いです。

【1】海外視察についての日本共産党県議団の基本的な立場と 神奈川県議会における海外視察

地方議会でおこなわれた海外視察について、全国で「税金を使った観光旅行」などと批判を受ける事例がありました。そうした経過も踏まえ、日本共産党県議団は、国内視察に比べて多額の費用を要する海外視察については、費用との関係も含め、必要性、重要性、様々な施策や課題のなかでの優先性などについて十分に検討されることが大切であると、厳しく考える立場に立っています。

神奈川県議会における海外視察は、右表の（ア）（イ）（ウ）の形態があります。このうち、（イ）と（ウ）は、会派が決定し会派として実施するものですが、（ア）は常任委員会または特別委員会という、異なる会派の議員で構成される議会の公式機関として決定し実施するものです。

神奈川県議会における海外視察

- （ア）常任委員会・特別委員会がおこなう「委員会海外調査」
- （イ）「県政調査」（議会費の議員旅費として予算計上されて会派に予算枠が割り当てられ、その範囲内で各会派がおこなうもの）としての海外視察
- （ウ）「政務活動費・調査研究費」による海外視察

日本共産党県議団は2015年度、会派としておこなう（イ）（ウ）の海外視察については、特に必要性を認めなかったため実施しませんでした。一方、（ア）については、日本共産党委員が所属する県民企業常任委員会においてベトナムへの「委員会海外調査」が提起され、それにたいする対応が迫られました。

そうしたことから、（ア）の「委員会海外調査」について検討を深め、6月15日に申し入れをおこなったものです。

【2】「委員会海外調査」がおこなわれてきた経過、仕組みと問題点

（1）「委員会海外調査」がおこなわれてきた経過【資料①】

上記の（ア）常任委員会・特別委員会がおこなう「委員会海外調査」は、2004年度からおこなわれてきた神奈川県議会独自の制度ですが、なぜ制度化する必要があったのか、制度化にあたりどのような議論があったのか、議会運営委員会の会議録を見る限りでは特に記録がなく、明らかではありません。

2009年度から2013年度までの5年間は委員会海外調査は実施されていません。その理由について、2009年度から2012年度までは県の緊急財政対策に対応するかたちで自粛し、2013年度は結果として実施しなかった、と言われていたようですが、公式の記録にそうした理由が示されているわけではありません。また、2014年度から復活した理由も、示されていません。

(2) 委員会の「県外調査」の一環として海外調査が含まれている問題点

常任委員会・特別委員会がおこなう「委員会海外調査」は、各委員会がおこなう調査活動のなかの「県外調査」としておこなわれています。

各委員会がおこなう調査活動については、年度初めに確認される『正副委員長会協議結果』【資料②】の「14 委員会の調査について」において、「(8) 県内調査及び県外調査の日程については、委員長の発議により委員会で決定する。…また、県外調査において、調査の必要上、海外調査を実施しようとする委員会の委員長は、委員会海外調査実施計画書を議長に提出する。」と定められています。

そして県外調査は、常任委員会は「年1回（3泊4日以内）」、特別委員会は「年1回（2泊3日以内）」などと申し合わせが行われています。委員会海外調査は、この年1回おこなう県外調査の一環として、国内の県外調査と並ぶ選択肢の一つとして位置づけられているのです。

しかし必要となる経費は国内と海外とでは大きく異なり、近年の例では、海外は国内の3倍以上の経費がかかっています(右表及び【資料③】)。

このように所要経費が大きく異なるものを、ひとくくりに「県外調査」として扱うことは、問題です。

委員会視察経費（1人あたり）国内と海外の比較

	国内県外 平均 A	海外 B	比較 B/A
2014年度 特別委員会	127,656 円	457,626 円	3.58 倍
2015年度 常任委員会	145,058 円	457,251 円	3.15 倍

2014年度にシンガポールへの海外調査を実施した「ヘルスケア・ニューフロンティア政策調査特別委員会」で海外調査について決定した時の委員会会議録を見ると、議事日程「4 海外調査について協議・決定」のところで、提案説明も議論もなく、「委員会海外調査実施計画書については正副委員長一任と決定」と記されているだけです。

2015年度にベトナムへの海外調査を実施した県民企業常任委員会で海外調査について決定した時の委員会では、議事日程「16 県内及び県外調査について協議・決定」のところで、提案説明もおこなわれないなか、日本共産党委員が非公式の場で内示された内容をふまえ、「今回の水ビジネスの可能性や海外展開の調査、民間企業の支援策の模索は、県民福祉の向上につながるとは言えません。…調査目的、場所の決め方について、委員会で委員の議論が十分に行われませんでした。公費を使う海外視察については、視察の目的について緊急性、必要性、重要性が求められます。県民に支持されるふさわしい内容であり視察であるべきです。…今回の視察内容や視察先は県民の理解が得られないものであり、賛成できません」と意見を述べたことで初めて議論になりました。

しかし意見が分かれたまま採決になり、「調査日程、調査箇所等については 多数をもって正副委員長一任と決定」されました。

この会議録を見る限りでは、海外調査をおこなうことさえ決定されておらず、ただ「県内及び県外調査について」正副委員長に一任することが決められただけ、ということになります。

多額の費用を要する海外視察をあえておこなう必要性等について、当該委員会で提案説明も議論もなく、「年1回」の県外調査として「正副委員長一任」とのみ決められるとすれば、問題です。

委員会の所管事項を調査することが委員会調査ですが、様々な面で国際化が進んでいるとは言っても、委員会活動の「県外調査」の一環として海外調査をあらかじめ制度化する必要があるとは考えられません。

(3) 常任委員会・特別委員会と議会運営委員会との相互関係としての問題点

委員会活動の「県外調査」の一環として海外調査をおこなうことについては、『正副委員長会協議結果』と併せて、『神奈川県議会海外調査実施委員会選定要綱』（略して『要綱』）『神奈川県議会海外調査実施委員会選定指針』（略して『指針』）【資料④】により、下記のように制度化されています。

- 海外調査を実施する委員会の数は、原則、年間1常任委員会とし、緊急に海外に赴く必要が生じた場合には、さらに1委員会（常任・特別委員会）とする
- 計画する委員会は委員会海外調査実施計画書を議長に提出し、議長はそれを議会運営委員会に諮問し、その答申を受けて海外調査実施委員会を選定する
- 議会運営委員会は次の4つの事項について審査のうえ、「海外調査を実施する委員会の選定について」議長に答申する
 - ①委員会の所管事項であること
 - ②県民福祉の向上に資する重要な課題であり、現地に赴かなければ調査目的が達成できないものであること
 - ③調査期間及び経費の概算額が妥当であること
 - ④その他必要事項

このなかで、当該委員会が策定した海外調査実施計画について改めて議会運営委員会でその適否を判断する仕組みになっていますが、上記の4つの審査基準は、あえて議会運営委員会の審査に委ねるまでもなく、当該委員会が海外調査計画を立てる段階で真剣に検討されるべきことではないでしょうか。なぜ当該委員会の検討基準ではなく、議会運営委員会の審査基準なのか、疑問です。

そして常任委員会・特別委員会と議会運営委員会はどちらか一方が上に立つ関係ではなく、相互に独立した対等な関係であるという点で、当該委員会が策定した海外調査実施計画の適否を議会運営委員会が判断するという形は、適切でないと考えます。

「原則、年間1常任委員会」という基準にたいして（そもそも、なぜ「原則、年間1常任委員会」なのか、根拠は不明ですが）、複数の常任委員会が海外調査実施計画を提出した場合には調整が必要となるのでその役割を議会運営委員会が果たす、

ということかもしれませんが、これも現実的ではないと考えます。

以上のことから、『要綱』『指針』により定められている「神奈川県議会海外調査実施委員会選定」の仕組みは、常任委員会・特別委員会と議会運営委員会との相互関係、そのあり方という点で、問題があります。

【3】現在の委員会海外調査は廃止を

以上のことから日本共産党県議団は、委員会の「県外調査」の一環として海外調査を扱い、議会運営委員会が委員会の海外調査実施計画の適否を判断するという、現在の委員会海外調査を廃止することを求めます。

そして、会派による調査という形ではなく議会全体として海外調査を必要とする事項があるとの提起があった場合には、非交渉会派を含む全会派で協議し、その必要性、視察地、視察目的、視察項目、参加者の構成や人数、日程や費用等について合意した場合に、神奈川県議会として海外調査団を派遣することが適切であると考えられるものです。

<参考資料一覧>

- 【資料①】 これまでの委員会海外調査
- 【資料②】 正副委員長会協議結果（2016年5月19日）
- 【資料③】 委員会調査経費・国内県外と海外との比較
- 【資料④】 神奈川県議会海外調査実施委員会選定要綱
神奈川県議会海外調査実施委員会選定指針

2016年6月15日

神奈川県議会議員 森 正明 様

日本共産党神奈川県議会議員団
団長 井坂新哉

委員会海外調査について 申し入れ

国内視察に比べて多額の費用を要する海外視察については、日本共産党神奈川県議会議員団として、かかる費用との関係も含め、必要性、重要性、様々な施策や課題のなかでの優先性などについて十分に検討されることが大切であると、厳しく考える立場に立っています。

神奈川県議会における海外視察は、会派の判断で会派に割り当てられた予算の範囲内でおこなう「県政調査（会派が予算枠の範囲内でおこなうもの）」「政務活動費・調査研究費」による海外視察のほか、「常任委員会・特別委員会がおこなう委員会海外調査」があります。特に「常任委員会・特別委員会がおこなう委員会海外調査」は、神奈川県議会独自の制度と認識しておりますが、制度化にあたりどのような議論があったのか、議会運営委員会の会議録を見る限りでは特に記録がなく、明らかではありません。

委員会の所管事項を調査することが委員会視察ですが、様々な面で国際化が進んでいるとは言っても、委員会活動の一環としてあらかじめ海外視察を制度化するほどの必要性があるとは考えられません。「県外調査」という範疇に海外調査を含める現在のあり方は、見直すべきと考えます。

また、各委員会が策定した海外調査実施計画について議会運営委員会に諮問されるという仕組みについても、委員会調査の実施計画の適否は当該委員会の責任において判断されるべきであり、あえて議会運営委員会が計画の適否を判断することは、適切でないと考えるものです。

よって、委員会の「県外調査」という範疇に海外調査を含める現在の委員会海外調査の仕組みは廃止することを求め、ここに申し入れます。

そして、議会全体として海外調査を必要とする事項が生じたときは、非交渉会派を含む全会派で協議し、その必要性、視察地、視察目的、視察項目、視察参加者の構成や人数、日程や費用等について合意した場合に、神奈川県議会として海外調査団を派遣するものとするのが適切であると考えます。

以上